

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年6月2日	大阪山陽タクシー株式会社(法人番号7120001050926) 代表者荒木素直	大阪府大阪市西淀川区姫島2丁目15番28号	本社	大阪府大阪市西淀川区姫島2丁目15番28号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
令和2年6月2日	南都交通株式会社(法人番号8120101005218) 代表者木元健司	大阪府堺市北区百舌鳥西之町3丁516番地	本社	大阪府堺市北区百舌鳥西之町3丁516番地	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和2年6月4日	京洛タクシー株式会社(法人番号4130001038031) 代表者丸岡真二	京都府八幡市八幡土井80番地3号	本社	京都府八幡市八幡土井80番地3号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法108条の34の規定に基づく通知件数(駐車違反)が、過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和2年6月4日	ナショナルタクシー株式会社(法人番号2120001015801) 代表者照屋勝晴	大阪府大阪市城東区成育2丁目8番3号	本社	大阪府大阪市城東区成育2丁目8番3号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和2年6月5日	株式会社ファミリア交通(法人番号5122001014326) 代表者田中勝	大阪府東大阪市中野南2-25	豊中	大阪府豊中市浜3-12-15	輸送施設の使用停止(48日車)	道路運送法(以下「法」)第13条	令和2年1月29日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	10	5
令和2年6月9日	ダイヤ交通株式会社大阪(法人番号1120001052218) 代表者山田正弘	大阪府大阪市城東区新喜多1丁目3番7号	吹田	大阪府吹田市東御旅10番76号	輸送施設の使用停止(48日車)	道路運送法(以下「法」)第13条	令和元年12月9日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	6	5
令和2年6月9日	ワンコイン南花田株式会社(法人番号8120101030439) 代表者柳澤正二郎	大阪府堺市北区南花田町209番地1	本社	大阪府堺市北区南花田町209番地1	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法(以下「法」)第13条	令和2年2月10日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	5	5
令和2年6月9日	大阪合同交通株式会社(法人番号8120001053341) 代表者園村一郎	大阪府大阪市東淀川区菅原4丁目10番4号	本社	大阪府大阪市東淀川区菅原4丁目10番4号	輸送施設の使用停止(96日車)	道路運送法(以下「法」)第13条	令和2年2月14日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	15	10
令和2年6月9日	株式会社南港マリン(法人番号7120101024458) 代表者宝上能史	大阪府堺市堺区大浜南町1丁目6番11	本社	大阪府堺市堺区大浜南町1丁目6番11	輸送施設の使用停止(48日車)	道路運送法(以下「法」)第13条	令和2年1月22日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	5	5
令和2年6月11日	新京和タクシー株式会社(法人番号7130001010499) 代表者隠岐公史	京都府京都市南区吉祥院蒔絵町23	本社	京都府京都市南区吉祥院蒔絵町23	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法108条の34の規定に基づく通知件数(駐車違反)が、過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年6月18日	洛陽交運株式会社(法人番号 8130001012024) 代表者桑田昌宏	京都府京都市南区西九条 森本町65	本社	京都府京都市南区西九条森本町65	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐車違反)が、過去一以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和2年6月18日	大阪自動車交通株式会社(法人番号 4122001008403) 代表者向井哲己	大阪府東大阪市御厨東2 丁目13番48号	本社	大阪府東大阪市御厨東2丁目13番48号	輸送施設の使用停止(48日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和2年2月5日、苦情を端緒として調査を実施。1 件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第 13条)	5	5
令和2年6月18日	大丸タクシー株式会社(法人番号 1120001132052) 代表者秋山泰男	大阪府大阪市住之江区北 加賀屋5丁目5番62号	本社	大阪府大阪市住之江区北加賀屋5丁目5 番62号	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年2月6日、公安委員会からの通報を端緒と して監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点 呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第 5項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動 車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に よる運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	1
令和2年6月24日	タックン大阪株式会社(法人番号 2120001124651) 代表者大沼仁洪	大阪府大阪市城東区今福 東1丁目9番37号	本社	大阪府大阪市城東区今福東1丁目9番37 号	輸送施設の使用停止(30日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年1月22日、公安委員会からの通報を端緒 として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾 病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送 事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、 (2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸 規則第24条第5項)、(3)「旅客自動車運送事業者 が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び 監督の指針」(以下「運転者に対する指導監督告 示」という。)による運転者に対する指導監督義務 違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する 指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反 【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第1項)、(5) 運転者に対する指導監督告示による運転者に対 する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適 性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)	18	3
令和2年6月26日	協和タクシー株式会社(法人番号 4140001048509) 代表者五十嵐一俊	兵庫県尼崎市北初島町19 番地3号	本社	兵庫県尼崎市北初島町19番地3号	輸送施設の使用停止(38日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年1月22日、公安委員会からの通報を端緒 として監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規 定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間 及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第 1項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動 車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に よる運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則 第38条第1項)、(3)整備管理者選任(変更)の未届 出、虚偽届出【未届出】(運輸規則第45条)、(4)運行 管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則 第48条の4第1項)	4	4